

京都市中小企業経営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市産業の活性化と発展を図るため、市内中小企業等を対象とした経営支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、京都商工会議所、京北商工会及び京都府中小企業団体中央会が実施する事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費のうち、別表第2において定める額で、毎年度予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市中小企業経営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業を開始するまでに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

(決定の通知)

第5条 条例第10条第1項又は第2項の規定により交付を決定したときは、条例第12条第1項に基づき京都市中小企業経営支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第10条第3項の規定により不交付を決定したときは、条例第12条第2項に基づき京都市中小企業経営支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市中小企業経営支援事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助額が変更となるもの
- (2) 補助額に変更がない場合でも、交付決定した補助対象経費の内訳の変更が3割以上となるもの
- (3) 補助目的が変更となるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市中小企業経営支援事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市中小企業経営支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市中小企業経営支援事業実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日決定）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年６月３０日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日決定）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日決定）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年２月２５日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日決定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助事業名	補助対象となる経費
中小企業経営支援体制の強化事業	支援員(※)の活動に係る経費、 農商工連携・観光事業・ソーシャルビジネス 等の新事業創出・地域連携支援に係る経費、 事務費
中小企業創業・経営支援事業	窓口経営相談事業に係る経費、経営安定特別 相談事業に係る経費、専門家派遣事業に係る 経費、創業・新事業創出に関するセミナー開 催費、事務費
中小企業事業承継支援体制の強化事業	京都府事業承継・引継ぎ支援センターにおけ る支援員(※)の活動に係る経費、事務費
地域企業事業継続力強化支援事業	商工会及び商工会議所による小規模事業者の 支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経 営指導員の活動に係る経費、専門家派遣事業 に係る経費、事業継続計画（BCP）及び事 業継続力強化計画に関するセミナー開催費、 広報費、事務費
物価高等に対応するための中小企業相 談窓口体制強化事業	支援員(※)の活動及び補助業務に係る経費、窓 口経営相談事業に係る経費、専門家派遣事業 に係る経費、物価高等に係る支援策活用、事 業計画策定及び経営改善に関するセミナー開 催費、広報費、事務費

別表第 2（第 3 条関係）

補助事業名	補助対象となる経費	補助金の額
中小企業経営支援体制の強化事業	支援員(※)の活動に係る経費、農商工連携・観光事業・ソーシャルビジネス等の新事業創出・地域連携支援に係る経費、事務費	定額
中小企業創業・経営支援事業	窓口経営相談事業に係る経費、専門家派遣事業に係る経費、創業・新事業創出に関するセミナー開催費、事務費	定額
	経営安定特別相談事業に係る経費	経費の 2 分の 1 以内
中小企業事業承継支援体制の強化事業	京都府事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援員(※)の活動に係る経費、事務費	定額
地域企業事業継続力強化支援事業	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の活動に係る経費、専門家派遣事業に係る経費、事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画に関するセミナー開催費、広報費、事務費	定額
物価高等に対応するための中小企業相談窓口体制強化事業	支援員(※)の活動及び補助業務に係る経費、窓口経営相談事業に係る経費、専門家派遣事業に係る経費、物価高等に係る支援策活用、事業計画策定及び経営改善に関するセミナー開催費、広報費、事務費	定額

※ 支援員の資格

1 支援員は、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者で、小規模事業者への支援強化のために設置される当該職種に必要な資質を備え、経営改善普及事業に従事すると認められる者でなければならない。ただし、(4)から(6)までに掲げる者にあつては、2の(1)から(5)に掲げる資格等のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 公認会計士法の規定による公認会計士又は会計士補の資格を有する者
- (2) 税理士法の規定による税理士の資格を有する者
- (3) 中小企業診断士の登録を受けている者
- (4) 経営支援員研修生としての研修課程を修了した者
- (5) 商工鉦業の指導又は経営実務に従事した経験年数が、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める年数以上である者
 - ア 大学卒業者 最近5年のうち2年
 - イ 短期大学等卒業者(短期大学又は学校教育法第1条に規定する高等専門学校を卒業した者をいう。以下同じ。) 最近5年のうち3年
 - ウ 大学卒業者及び短期大学等卒業者以外の者 最近7年のうち5年
- (6) その他市長が(5)に掲げる者と同等以上の指導能力を有すると認める者

2 1のただし書きに規定する資格等は、次のとおりとする。

- (1) 日本商工会議所が実施する簿記検定2級以上又は全国商業高等学校協会が実施する簿記検定1級又は全国経理教育協会が実施する簿記検定1級の合格者
- (2) 日本商工会議所及び全国商工会連合会が実施する販売士検定2級以上の合格者
- (3) 情報処理の促進に関する法律の規定に基づく初級システムアドミニストレータ試験の合格者又はITパスポート試験の合格者
- (4) 社会保険労務士法の規定に基づく社会保険労務士試験の合格者
- (5) その他市長が(1)から(4)に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

第 1 号様式（第 4 条関係）

京都市中小企業経営支援事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
申 請 事 業 名	
申請する事業の 必要性及び内容	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
補助金の申請理由	
添 付 書 類	

第2号様式（第5条関係）

京都市中小企業経営支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 産業観光局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市中小企業経営支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助事業名	
交付金額	円
交付条件	

第3号様式 (第5条関係)

京都市中小企業経営支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日	第 号
(補助金申請団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 産業観光局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市中小企業経営支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補 助 事 業 名	
不 交 付 理 由	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第7条関係）

京都市中小企業経営支援事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都市中小企業経営支援事業補助金（交付決定番号 第 号）について、下記のとおり変更したいので、申請します。

1 変更を申請する内容（該当する箇所のみ記入）

補 助 事 業 名	
事 業 の 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補助事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円

2 変更する理由

3 添付書類

第5号様式（第7条関係）

京都市中小企業経営支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都市中小企業経営支援事業補助金(交付決定番号 第 号)について、下記のとおり、関係事業の ☐中止 ☐廃止 を
したいので、申請します。

中止又は廃止する 事業名	
中止又は廃止する 理 由	
添 付 書 類	

注 該当する☐にレを記入してください。

第 6 号様式（第 8 条関係）

京都市中小企業経営支援事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都市中小企業経営支援事業補助金（交付決定番号 第 号）について、下記のとおり、補助金の概算払を請求します。

補 助 事 業 名	
交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

第 7 号様式（第 9 条関係）

京都市中小企業経営支援事業実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により事業の実績を報告します。	
補 助 事 業 名	
補助金交付決定番号	第 号
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要した経費	円
交付を受けた補助金の額	円
補 助 事 業 の 概 要 及 び 効 果	
添 付 書 類	